

岩倉市農業次世代人材投資資金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する者が経営を確立できるよう、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「総合支援事業実施要綱」という。）に定める要件を満たす交付対象者に対して、予算の範囲内において交付する岩倉市農業次世代人材投資資金（以下「交付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、総合支援事業実施要綱及び農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱（平成24年6月1日付け24農経第279号愛知県農林水産部長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び交付率)

第2条 交付金交付の対象となる事業は、次項に掲げる事業（以下「交付事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、交付金交付の対象として市長が定める経費（以下「交付対象経費」という。）について交付金を交付する。

2 交付金の種類、交付対象経費及び交付額は、次のとおりとする。

事業名	交付金の種類	交付対象経費	交付額
農業次世代人材投資資金交付事業	農業次世代人材投資資金（経営開始型）	経営開始直後の新規就農者が要する経費	総合支援事業実施要綱別記1第5の2の（2）の額

(申請手続)

第3条 交付金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、総合支援事業実施要綱別記1第6の2の（3）の規定に基づき、岩倉市農業次世代人材投資資金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する交付金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、交付金の交付を決定し、岩倉市農業次世代人材投資資金交付決定通知書（様式第2）により事業主体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 事業主体は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

(交付の中止又は休止の届出)

第6条 交付対象者が農業経営を中止又は休止をしようとする場合は、総合支援事業実施要綱別記1第6の2の（4）又は（5）のイの規定に基づき経営中止届（様式第3）又は経営休止届（様式第4）を市長に提出しなければならない。また、経営休止届を提出した交付対象者が農業経営を再開する場合は、総合支援事業実施要綱別記1第6の2の（5）のイの規定に基づき経営再開届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

(返還免除の承認)

第7条 交付対象者は、病気や災害等のやむを得ない事情により返還免除に該当する場合は、総合支援事業実施要綱別記1第6の2の(7)の規定に基づき返還免除申請書(様式第6)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 事業主体が行う実績報告は、第3条に規定する交付金の交付の申請をもってこれに替えるものとする。

(交付金の額の確定)

第9条 市長が行う交付金の額の確定は、第4条に規定する交付金の交付決定の通知をもってこれに替えるものとする。

(交付金の交付)

第10条 事業主体は、第4条の交付決定通知に基づき交付金を請求するときは、岩倉市農業次世代人材投資資金交付請求書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第11条 交付対象者が総合支援事業実施要綱別記1第5の2の(4)の規定に該当することが明らかになった場合には、速やかに返還の手続を行うものとする。

(交付金の経理及び帳簿等の保管)

第12条 交付対象者は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入を記録しておかなければならない。

2 交付対象者は、交付事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、交付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第13条 この要綱に基づく書類の提出は、建設部商工農政課へ1部提出するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年6月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年2月4日から施行する。ただし、施行日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、平成29年6月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。